

電気のお申込から送電までの「標準工期の見直し」について

日頃より弊社事業に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、可能な限りお客さまのご希望日に沿った電力供給に努めて参りましたが、2024年4月より建設業においても「働き方改革関連法」施行に伴う時間外労働の上限規制の遵守が義務化され、また、弊社工事を受注している委託工事会社の施工者が減少している中、時間外労働が増加しており、長時間労働の是正、労働環境改善のために適正な工期の設定が必要となりました。

つきましては、「働き方改革関連法」の遵守、及び労働環境改善を目的に、電気のお申込みから送電までの期間（標準工期）を下記のとおり見直しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 標準工期の見直し内容

- 電気の新増設お申込みの標準工期について下表のとおり見直します。

項目	見直し後	(参考) 見直し前
現場調査を伴わない引込線以下の工事	8営業日	6営業日
現場調査を伴う引込線以下の工事（要現調）	13営業日	
電柱の新設・取替を伴わない外線工事	1.5ヶ月 程度	10営業日 程度
電柱の新設・取替を伴う外線工事	2ヶ月 程度	

※営業日とは弊社休日を除く月曜日～金曜日

※引込線以下の工事：電柱から家屋までの電線や計器を設置する工事

※外線工事：変圧器や電柱間の電線（低圧・高圧線）、電柱を設置する工事

2 見直し時期

2024年8月1日（木）お申込み分から

3 お願い事項

- 工事内容によっては、標準工期内での対応が難しく、上記以上の期間が必要となるケースもありますので、電気工事会社さまと早期の工程調整をお願いします